

知ろう！ 聞こう！ 創ろう！

アルコール健康障害対策基本法！

基本法制定を願う集い！

5月11日(土) 午後1時半～4時

東建ホール

名古屋市中区丸の内二丁目1番33号
東建本社丸の内ビル 3F・4F(410人収容)

参加費 無 料 申し込み 不 要

地図と集いの趣旨は裏面を参照

問い合わせ先 愛知断酒会館 (TEL: 052-824-1567)

第1部
講演

高齢化する社会、深刻化するアルコール問題
～医療、介護、福祉、自助グループの連携と基本法への期待～

新生会病院(大阪)
和気浩三 院長

第2部 各領域からのメッセージ

- 基本法はアルコール対策を変える……………アルコール関連問題基本法推進ネット
- 飲酒運転をなくすための取り組みと基本法……………三重県議会飲酒運転条例検討会委員
- 自殺をなくすために基本法を！……………三重いのちの電話
- 児童虐待を連携した取り組みで無くすために基本法を！……………愛知CAPNA 理事
- かかりつけ医による早期回復の手助けと基本法！……………名古屋大学医学部付属病院総合診療科教授
- 断酒会本人と基本法……………三重断酒新生会
- 断酒会家族は早期回復と基本法を願う……………愛知県断酒連合会
- 国会から……………アルコール問題議員連盟（超党派）

日本アルコール関連問題学会東海北陸地方会・愛知アルコール連携医療研究会・三重県アルコール関連疾患研究会
共同主催 四日市アルコールと健康を考えるネットワーク・愛知県断酒連合会・三重断酒新生会・岐阜県断酒連合会
静岡県断酒連合会・アルコール関連問題基本法推進ネット・関西アルコール関連問題学会

集いの趣旨

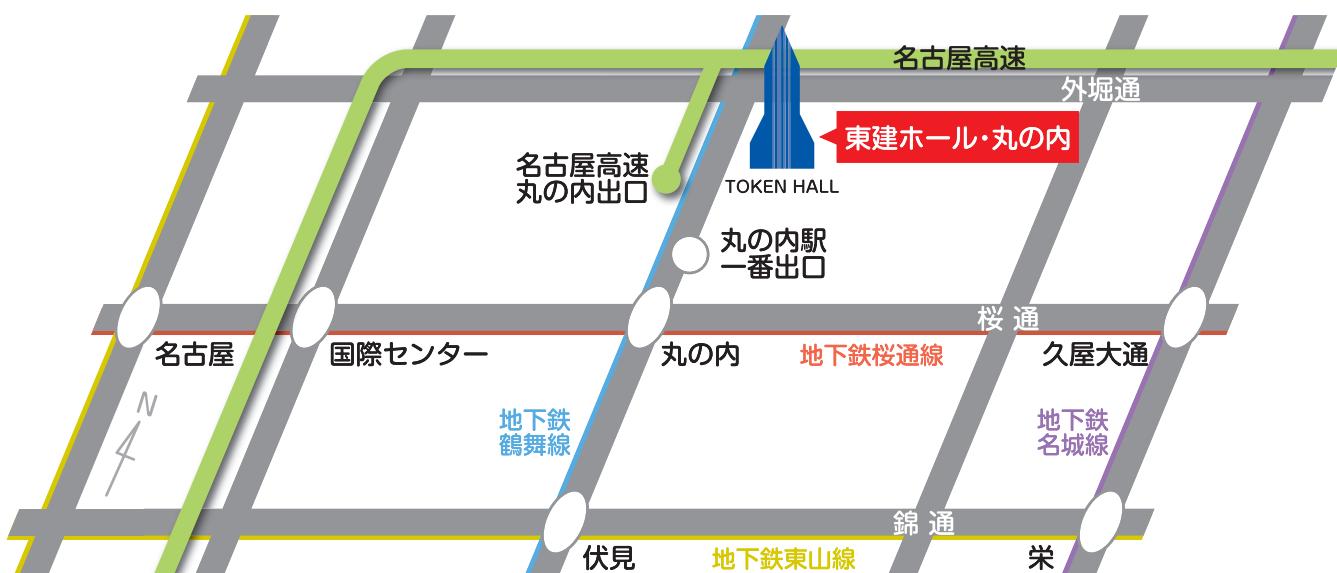
不適切な飲酒による健康障害（生活習慣病・がん・外傷・認知症・うつ病・アルコール依存症など）や関連問題（自殺・DV・飲酒運転など）を減らすために、各分野で努力が続けられてきましたが、問題の根はまん延し、深刻な社会問題となっています。推計4兆円を超える社会的損失も生じています。

バラバラの対応では効果が上がらないのです。総合的な対策を図り、関係機関が有機的に連携する必要があります。それを可能にするのが「アルコール健康障害対策基本法」。その制定が、多くの個人、団体から求められています。

（参考：アルコール基本法推進ネットワークホームページ <http://alhonet.jp/>）

今回、アルコール関連問題に関わるそれぞれの立場から基本法への思いを述べ合い、制定に向けて私たちは何をすればよいのか、講演とメッセージ交換を行ないます。関心のある方々の参加をお待ちしております。

地図



東建ホール

名古屋市中区丸の内二丁目1番33号 東建本社丸の内ビル3F・4F
TEL: (052) 232-8070

名古屋市営地下鉄桜通線・鶴舞線「丸の内」駅下車1番出口より徒歩1分

お車

名古屋高速「丸の内出口」より北へ約130m
68台駐車可能。
満車の場合、近隣の駐車場利用のこと。